

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成29年8月24日(2017.8.24)

【公開番号】特開2016-50475(P2016-50475A)

【公開日】平成28年4月11日(2016.4.11)

【年通号数】公開・登録公報2016-022

【出願番号】特願2015-33788(P2015-33788)

【国際特許分類】

E 06 B 1/70 (2006.01)

E 06 B 1/32 (2006.01)

【F I】

E 06 B 1/70 A

E 06 B 1/32

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月11日(2017.7.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

建物開口部に固定される下枠アタッチメントと、下枠アタッチメントに載置される縦枠と、下枠アタッチメントの上面に載置されるプレート部材と、プレート部材の上面に取付けられるレール部材を備え、

プレート部材は、上面に被取付部を備えるとともに、その両端面が左、右縦枠の内周面と対向するように形成されており、

レール部材は、プレート部材の被取付部に取付けられる取付部を備え、縦枠とアタッチメントとプレート部材がシール材によりシールされている

ことを特徴とするサッシ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、建物開口部に固定される下枠アタッチメントと、下枠アタッチメントに載置される縦枠と、下枠アタッチメントの上面に載置されるプレート部材と、プレート部材の上面に取付けられるレール部材を備え、プレート部材は、上面に被取付部を備えるとともに、その両端面が左、右縦枠の内周面と対向するように形成されており、レール部材は、プレート部材の被取付部に取付けられる取付部を備え、縦枠とアタッチメントとプレート部材がシール材によりシールされていることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

プレート部材の上面にレール部材を取付ける前に、右、左縦枠と対向して配置されたプレート部材の両端部をシーリングすることにより、シーリング作業に内、外障子案内レールが邪魔にならず、単純な形状のシーリングにより、窓枠隅部の突き合わせ部のシーリング作業を行うことができる。